

- 1 許可期間
最長1年
- 2 申請手続
 - (1) 申請先
駐車場所を管轄する警察署
 - (2) 申請者
事業所（法人）
- 3 駐車許可申請書の記載方法等
 - (1) 申請書
2通
 - (2) 駐車を必要とする理由欄の記載方法
介護保険法等による事業種別を記載し、複数の事業指定がある場合は「介護保険法（訪問介護、訪問入浴介護）」と記載し書類を添付する。
 - (3) 添付書類（2通）
 - ア 指定通知書の写し
 - イ 運転免許証及び自動車検査証の写し
 - ウ 訪問先一覧表
 - エ 駐車場所及び周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該駐車場所を明示したもの。）
 - オ 借上げ車両
契約書（写し）、誓約書（原本）
 - カ その他（資格証等）
 - (4) 許可証
 - ア 駐車許可証等の一連関係書類は事業所に保管することとし、訪問者は就業時に携帯し、終業後は返納するものとする。
 - イ 訪問先の路上に駐車する場合には、駐車許可標章及び見取図を掲出することとし、申請時作成の訪問先一覧表等他の関連書類は訪問者が携帯するものとする。
 - (5) 安全運転管理者の選任届

借上げ車両等を活用して事業所保有車両が5台以上となった場合には、安全運転管理者の選任届けを所轄の警察署へ届け出ること。

4 その他

(1) 許可後、訪問先の追加があった場合には、必要に応じ新たな駐車場所の地図、訪問先のリストを所轄の警察署に提出すること。

(2) 申請場所は

- ・道路標識によって駐車が禁止されている道路であること。
- ・他に駐車する場所がないこと。
- ・法定の駐（停）車禁止場所（別添「駐車許可証を掲出しているも、次のような場所では駐車違反になります。」）でないこと。

を確認すること。

(3) 申請した場所、用務以外に使用しないこと。

5 駐車許可証で駐車できない場所

別添「駐車許可証を提出しているも、次のような場所では駐車違反になります。」のとおり。

お問い合わせ先

愛知県警察本部駐車対策課駐車対策係

電話(052)951-1611 (内) 5276

駐車許可証を掲出していても、次のような場所では駐車違反になります。



■ 停車及び駐車を禁止する場所（図1参照）

- ① 道路標識又は道路標示により停車及び駐車が禁止されている道路の部分
- ② 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内（通常は路面電車の線路部分）、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- ③ 交差点の側端又は道路のまがり角から5メートル以内の部分
- ④ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
- ⑤ 安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
- ⑥ バス停から10メートル以内の部分
- ⑦ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分

■ 法定の駐車禁止場所（図2参照）

- ① 駐車場や車庫などの自動車用の出入口から3メートル以内の部分
- ② 道路工事が行われている工事区域の側端から5メートル以内の部分
- ③ 消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端、又はこれらの出入口から5メートル以内の部分
- ④ 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置、又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- ⑤ 火災報知機から1メートル以内の部分

■ 無余地場所（図3参照）

道路（車道）の左側端に沿って駐車した場合、車両の右側に3.5メートル以上の余地がなくなる場所

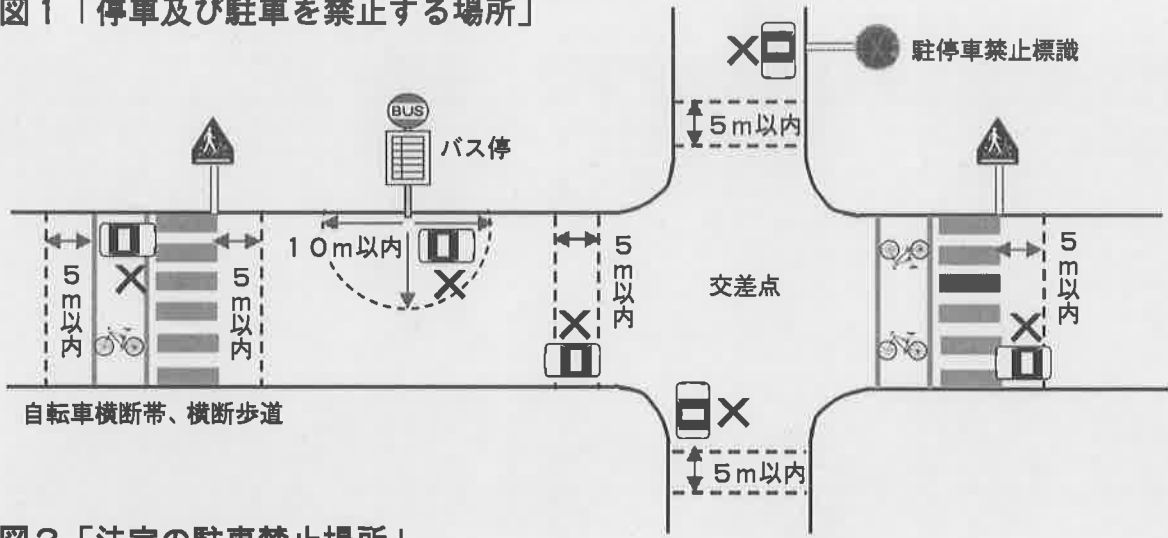
■ 停車及び駐車の方法に従わない駐車（図4参照）

- ① 歩道上又は路側帯上
 - ※ 歩行者用路側帯・・・2本の白色の実線
 - ※ 駐停車禁止路側帯・・・白色の実線及び破線
- ② 道路（車道）の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならない方法で駐車（停車）していない場合
- ③ 駐停車が可能な路側帯が設けられている場所で、その方法により、かつ、他の交通の妨害とならない方法で駐車（停車）していない場合

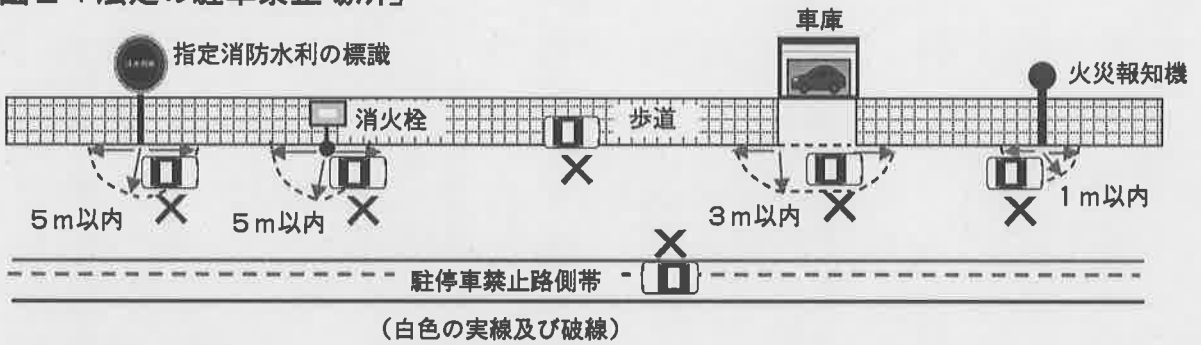


主な駐車(停車)できない場所の図解です。
駐車する場合は、確実に駐車場所を確認してください。

■ 図1 「停車及び駐車を禁止する場所」



■ 図2 「法定の駐車禁止場所」



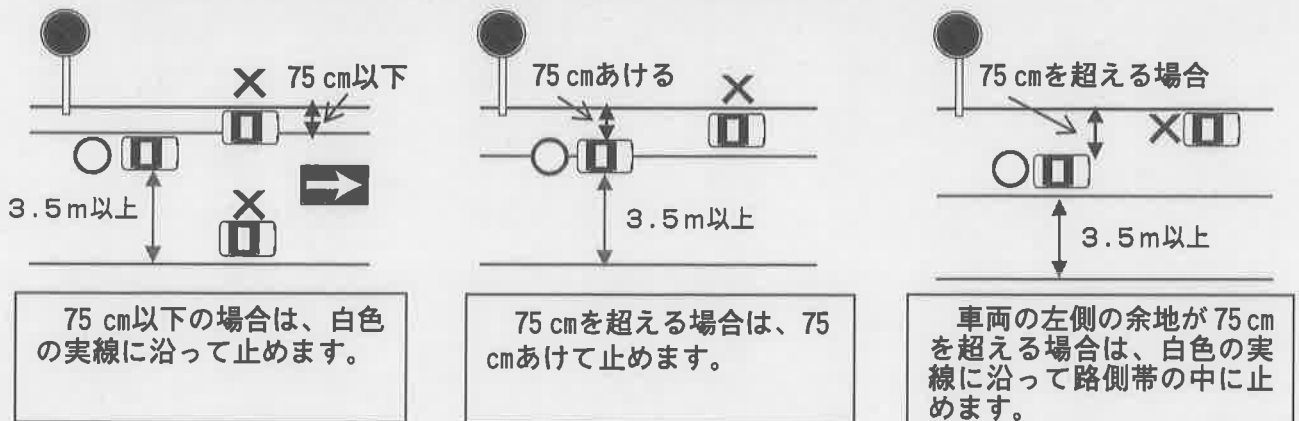
■ 図3 「無余地場所」



■ 図4 「停車及び駐車の方法に従わない駐車」

歩道のない道路に設けられた駐停車が可能な路側帯 (白色の実線)

※ 車両は、道路 (車道) の左側端に沿って駐車します。駐停車が可能な路側帯が設けられている場所では、下記の方法により駐車します。



75 cm以下の場合、白色の実線に沿って止めます。

75 cmを超える場合は、75 cmあけて止めます。

車両の左側の余りが75 cmを超える場合は、白色の実線に沿って路側帯の中に止めます。